

## 水道料金・下水道使用料のお支払いは、 便利で確実な口座振替をご利用ください

振替日は月末です。ただし、金融機関が休みの場合は翌営業日となります。

	請求月	口座振替日
令和5年度 振替日	4月	5月1日
	5月	5月31日
	6月	6月30日
	7月	7月31日
	8月	8月31日
	9月	10月2日
	10月	10月31日
	11月	11月30日
	12月	令和6年1月4日
	令和6年1月	令和6年1月31日
	令和6年2月	令和6年2月29日
	令和6年3月	令和6年4月1日

問い合わせ 上下水道課 ☎72-3973

## 下水道施設の適正な利用をお願いします

下水道施設はすべての人に快適な生活環境を実現するとともに、将来にわたり自然環境の保全に寄与するうえでなくてはならない大切な施設です。

使用する一人一人が下水道施設を適正に利用することで、施設の故障や不具合が避けられ、補修費用の軽減につながります。下水道施設の適正な利用をお願いします。

### 下水道施設に流してはいけないものの一例

■布切れ、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ネコ等のトイレ砂

※水に溶ける製品でもまとめて流すと水に溶けにくくなり、詰まりの原因となります。

■食用油、灯油、ガソリン

※食用油は冷えると下水道施設に固着して詰まりの原因となるほか、微生物による汚水処理に悪影響を及ぼします。適切な処理をお願いします。

問い合わせ 上下水道課 ☎72-3973

## 令和5年度 高校生通学費助成事業について

八頭町では、公共交通の通学定期券を利用して県内高校に通学する生徒の定期料金を助成します。対象となる方は積極的にご利用いただき、公共交通の利用促進にご協力をお願いします。



**対象者** 八頭町内に住所を有する高校生で、公共交通機関(鉄道・バス)の通学定期券を利用している生徒の保護者  
※購入並びに使用開始日が令和5年4月1日以降の通学定期券が助成対象となります。

**助成額** 若桜鉄道区間の通学定期料金の半額もしくは月額5,000円を超える部分の通学定期料金

### 定期券を購入できる場所

若桜鉄道利用	・若桜鉄道線内各駅 (JR郡家駅…八頭町観光協会)
若桜鉄道+JR利用	・若桜鉄道線内各駅 (JR郡家駅…八頭町観光協会) ・JR線内各駅
J R 利 用	・JR線内各駅
日 本 交 通	・鳥取駅バスターミナル ・鳥取自動車(株)郡家営業所
や ず バ ス	・八頭町役場 (企画課、船岡・八東住民課) ・鳥取自動車(株)郡家営業所 ・八頭町観光協会

### 助成方法

鉄 道	若桜鉄道各駅から購入	Step 1 定期券購入時に申請書と学生証並びに定期券の写しを提出 ↓ その場で定期券の期間に応じた助成金を差し引いた金額で購入できることにより助成
	J R 各駅から購入	Step 1 一旦全額で購入 Step 2 後日若桜駅または八頭町観光協会へ申請書と学生証並びに定期券の写しを提出 ↓ 口座振込にて助成金をお支払い
バ ス	(鉄道との併用を含む)	Step 1 一旦全額で購入 Step 2 後日八頭町観光協会へ申請書と学生証並びに定期券の写しを提出 ↓ 口座振込にて助成金をお支払い

### 問い合わせ

企画課 若桜鉄道運行対策室 ☎76-0212

### 鳥取県東部広域行政管理組合消防局 電話番号変更のお知らせ

八頭消防署若桜出張所の一般加入電話の電話番号が、4月10日(月)から次のとおり変更となります。従前の電話番号にかけた場合、半年程度は音声ガイダンスで案内があります。火災・救急などの緊急時は、119番通報をしてください。

◆変更前 ☎0858-82-1611

◆変更後 ☎0858-71-0119

#### 問い合わせ

鳥取県東部広域行政管理組合消防局  
情報指令課 ☎0857-23-0119

### 八頭町防災マップを修正しました 日ごろから、防災意識を高めましょう

このたび、災害対策基本法の改正、新しい集落の増加等に伴い、防災マップを修正しました。主な修正点は「避難勧告」と「避難指示(緊急)」を「避難指示」に一本化したこと、また、新しい集落の指定避難所の追加などです。

日ごろから、洪水、土砂災害等に対する備えをしていただくとともに、万一の際は慌てず落ち着いて避難できるよう、家庭や地域、職場などで防災マップをご活用ください。

問い合わせ 総務課防災室 ☎76-0203

### 県管理の道路・河川等の環境美化活動を行う団体を募集しています

鳥取県では、県が管理している道路、河川等の環境美化や維持管理を行う団体を募集し、活動を支援しています。現在、八頭町では40団体が活動し、地域の環境保全や活性化に寄与されています。活動団体は随時募集しており、対象となる活動内容に合わせた支援を行います。

事前に団体登録が必要ですので、まずはお問い合わせください。

**対象となる施設** 県が管理する道路、河川、公園

**対象となる活動** ■道路・河川の清掃、除草又は植栽管理  
■公園の整地、清掃、除草又は植栽管理  
■高木の防除 ■歩道の除雪



#### 支援の内容

区分	参画型ボランティア 促進事業	協働型ボランティア 促進事業	スーパーボランティア 支援事業
目的	自主的な環境美化活動を行う団体に対し、活動の実施に必要な援助を行う	県とのパートナーシップに基づいて協定を結び、一定区間の環境美化および維持管理を行う団体の活動を支援する	公園、河川敷等を活用した地域づくりや賑わい創出の活動と併せて、適切な維持管理を継続して行う団体の活動を、県と市町村が連携して支援する
活動要件	構成人数2名以上の登録団体	構成人数10名以上の登録団体	これまでに道路・河川等の環境美化活動等を行い、活動区域において地域づくりや賑わい創出を目的とした活動を行った実績のある登録団体
活動規模	任意の規模	次のいずれかを満たすこと 道路：延長500m以上 河川：面積2,000㎡以上 植栽柵：面積50㎡以上	活用する公共空間の範囲
交付金等	【奨励金】 参加者 100円/人・時間 草刈機等 100円/台・時間 (上限10万円/年)	【交付金】 河川・道路・公園等 40円/㎡ 植栽柵 500円/㎡ 高木防除 500円/本 歩道除雪 20円/㎡ (上限40万円/年、歩道除雪は上限20万円/年)	【交付金】 河川・道路・公園等 40円/㎡ 植栽柵 500円/㎡ (上限60万円/年) 【伐開除根・簡易施設設置交付金】 伐開除根に必要な機械経費等の額 施設設置の原材料費等の額 (上限50万円/団体)

問い合わせ 鳥取県八頭県土整備事務所 維持管理課 ☎0858-72-3862